議案第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項本文の規定により 別紙のとおり専決処分したため、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、 その承認を求める。

事件

佐倉市税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成31年佐倉市条例第10号)の制定

令和元年5月16日提出

佐倉市長 西田 三十五

専決第23号

専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項本文の 規定により、次のことについて別紙のとおり専決処分する。

1 事件

佐倉市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定

2 理由

特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明 らかであると認められるため

平成31年3月31日

佐倉市長 蕨 和 雄

佐倉市条例第10号

佐倉市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

佐倉市税賦課徴収条例(昭和34年佐倉市条例第13号)の一部を次のよう に改正する。

附則第7条の3の2第1項中「附則第5条の4の2第6項(同条第9項」を 「附則第5条の4の2第5項(同条第7項」に改め、同条第2項を削り、同条 第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を 同条第2項とする。

附則第10条の2第5項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第1 5条第33項第1号イ」に改め、同条第6項中「附則第15条第32項第1号 ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第7項中「附則第15 条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第8 項中「附則第15条第32項第1号二」を「附則第15条第33項第1号二」 に改め、同条第9項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第 33項第1号ホ」に改め、同条第10項中「附則第15条第32項第2号イ」 を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条 第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第12 項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」 に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第3号ロ」を「附則第15条 第33項第3号ロ」に改め、同条第14項中「附則第15条第32項第3号ハ」 を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第15項中「附則第15条 第37項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第16項中「附則第15 条第39項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第17項中「附則第1 5条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第18項中「附則第

15条第44項」を「附則第15条第45項」に改め、同条第19項中「附則 第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

附則第10条の3第12項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第1 2条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第12項とし、 同条第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」 に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8 項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同 項を同条第9項とし、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則 第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則 第12条第24項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「附則第1 2条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第7項とし、 同条第5項の次に次の1項を加える。

- 6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1)納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号 又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

附則第13条の2第3項の表以外の部分中「第4号」を「第5号」に改め、 同項の表第1項中表以外の部分の項中「第4号」を「第5号」に、「本条」を「こ の条」に改める。 附則第16条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第83条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及び第2号」を「附則第

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第16条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項第1号及び第2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)」を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第16条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項

第1号及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条第7項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

附則第22条第3項中「の各号」を削り、同条第4項中「仮換地等(」を「特定仮換地等(」に、「仮換地等」」を「特定仮換地等」」に、「仮換地等納税義務者」を「特定仮換地等納税義務者」に、「仮換地等の」を「特定仮換地等の」に、「仮換地等に」を「特定仮換地等に」に改める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の佐倉市税賦課徴収条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度 分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税について は、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。